

3-(1)

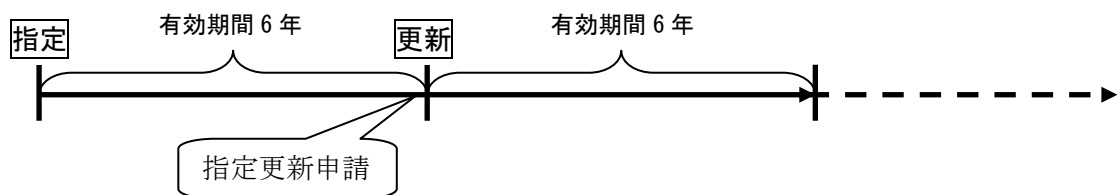
指定（許可）更新申請について

1 指定（許可）更新制度について

介護保険法の規定により、介護サービス事業所・介護保険施設は、6年ごとに指定（許可）の更新を受けることとされており、指定（許可）の有効期間満了日以降も継続して事業所・施設を運営するためには、指定（許可）更新を受ける必要があります。

当該更新を受けない場合は、事業所・施設の指定（許可）の効力を失うこととなり、当該満了日の経過をもって事業所・施設の継続をすることができなくなりますので、必ず申請を行ってください。

なお、この指定（許可）更新の申請は、指定（許可）の有効期間の満了日までに行っていたいただかなければなりません。



また、事業を休止中の場合は、指定（許可）の更新を受けることができません。そのため、指定の有効期限までに、人員基準等を充足し、事業再開後に指定（許可）の更新を受けていただくか、事業廃止していただくこととなります。

2 指定（許可）更新申請手続き

(1) 基本的なスケジュール

本市においては、指定（許可）更新時期を迎える事業所に対して、個別の通知により更新申請手続きの案内を行っています。

更新申請手続きの案内通知は、指定（許可）の有効期限満了日の概ね2～3ヵ月前に送付しますので、通知が届きましたら内容に従って手続きを進めてください。なお、更新申請書類の提出時期は、有効期限満了日の前月中（指定された期間）となります。

- (例) 平成 25 年 12 月 31 日が有効期限となっている場合
- ⇒ 9～10 月頃に更新申請の案内通知が届く。
 - ⇒ 11 月中（指定された期間）に更新申請書類を提出。

(2) 平成 26 年 3 月 31 日に指定（許可）の有効期限を迎える事業所の特例

平成 26 年 3 月 31 日に指定（許可）の有効期限を迎える事業所・施設については手続きが異なりますので、「3 平成 26 年 3 月 31 日に指定（許可）の有効期限を迎える事業所・施設について」をご覧ください。

※地域密着型サービス事業所、一部ユニット型介護保険施設については、通常どおりの対応とします。よって、指定（許可）の有効期限満了日の概ね 2～4 ヶ月前に更新申請手続きの通知を送付しますので、通知が届きましたら内容に従って手続きを進めてください。

(3) 問合せ先

指定更新に係る手続きのお問い合わせ先は次のとおりです。

居宅サービス（特定施設入居者生活介護除く） 介護予防サービス（介護予防特定施設入居者生活介護除く） 居宅介護支援 地域密着型サービス（認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護除く） 介護予防地域密着型サービス（介護予防認知症対応型共同生活介護除く）	介護保険課居宅指定係 TEL 9 7 2 - 3 4 8 7
介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設） 特定施設入居者生活介護（介護予防含む） 認知症対応型共同生活介護（介護予防含む） 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護	介護保険課施設指定係 TEL 9 7 2 - 2 5 3 9

なお、次に掲げるみなし事業所については、指定更新の対象とはなりません。

- 保険医療機関が行う「訪問看護」「居宅療養管理指導」「訪問リハビリテーション」「通所リハビリテーション」
 - 介護老人保健施設が行う「通所リハビリテーション」「短期入所療養介護」
 - 介護療養型医療施設が行う「短期入所療養介護」
 - 保険薬局が行う「居宅療養管理指導」
- ※それぞれ介護予防含む

(4) 提出書類

提出書類は次のとおりです。様式については、「NAGOYA かいごネット」からダウンロードできます。なお、地域密着型サービス事業所については、提出書類が異なります。個別の通知にて案内する書類をご提出ください。

①	指定（許可）更新申請書（様式第2）
②	欠格事由に該当していない旨の誓約書（別紙20-1～20-6の該当分） 暴力団の排除に関する誓約書（別紙21）
③	役員名簿（様式20-7）
④	介護給付費算定に係る一覧表（別紙1、別紙1-2の該当分）
⑤	介護支援専門員入力項目確認表（居宅介護支援、特定施設入居者生活介護（介護予防含む）、介護保険施設に限る。）
⑥	管理者経歴書（参考様式2）
⑦	従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表（参考様式1）
⑧ ※	平面図（各室の用途が明示されたもの）（参考様式3）、事業所の部屋 別施設（参考様式4）、設備の概要（参考様式5）

※⑧については、介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）、特定施設入居者生活介護事業所（介護予防含む）のみご提出ください。

(5) 現地確認

指定（許可）更新申請後、必要に応じて介護保険課職員による現地確認を行います。現地確認の時期や準備していただく書類等は別途通知にてご案内しますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

(6) 地域密着型サービス事業所における留意事項

地域密着型サービス事業所のうち、他市町村の指定を受けている事業所については、本市における指定更新手続きとは別に、当該市町村への指定更新手続きが必要となりますので留意してください。

また、事業所によっては、本市の指定日と異なる場合が考えられます。各事業所において、他市町村からの指定日をご確認いただき、適切に手続きいただきますようお願いいたします。

(7) 更新手続きに係る留意事項

- ①更新申請書は必ず持参してください。郵送での受付は行いません。
- ②書類の修正等をお願いする場合がありますので、書類の内容を把握している方がお越しくくださいますようお願いいたします。
- ③申請書の控えは各事業者で責任を持って保管しておいてください。(申請後修正のあった場合は、修正後の最終申請書類を保管しておいてください。)

3 平成 26 年 3 月 31 日に指定（許可）の有効期限を迎える事業所・施設について

平成 26 年 3 月 31 日に指定（許可）の有効期限を迎える事業所・施設については、その数が非常に多数にのぼることから、一定の期間、特別の窓口を設けて、申請受付を行う予定です。

詳細については、個別の通知及び「NAGOYA かいごネット」においてご案内しますので、ご確認の上、更新申請手続きを行っていただきますようお願いいたします。

(1) 対象事業所・施設について

対象となるのは、平成 20 年 4 月 1 日付けで指定（許可）若しくは指定（許可）更新を受けた事業所・施設（地域密着型サービス事業所及び一部ユニット型介護保険施設は除く。）です。

NAGOYA かいごネットに対象事業所・施設一覧を掲載する予定ですのでそちらもご確認ください。

(2) 受付窓口及び日程について

平成 25 年 10 月～平成 26 年 1 月の 4 ヶ月間、それぞれ月の初めの数日間に特別窓口を設けて、更新申請の受け付けを行います。

提出日時と受付窓口は、事業所・施設ごとに指定させていただく予定です。詳細は、個別の通知にてご案内しますので、通知に従って更新申請手続きを行ってくださいますようお願いいたします。